

愛知県社会保険労務士会 知多支部 第4回支部研修会
介護は突然やってくる！「介護保険制度やサービスの活用方法」
社会福祉士 介護支援専門員 小藤 あけみ

1、介護は突然やってくる

どんな場合に介護が必要になるのか。

- ① 脳梗塞や心筋梗塞などの場合 緊急入院の上、退院後に介護が必要になる場合
病院の機能分化に伴い、入院期間は短い。入院した日から退院支援が始まる。
- ② 骨折などの場合は一時的に介護が必要になる場合。
ただし高齢者の場合は完全に治癒できないこともある。動かない事による廃用
- ③ 認知症など 徐々に介護が必要になってくる場合
症状によっては介護期間が長い。

2、介護が必要な期間、量および時間はそれぞれ違う。

- ① どんな病気で介護が必要になっているか
- ② ほかの家族がいるかどうか
- ③ 介護が必要な人はどこに住んでいるか
- ④ その他の条件

3、介護保険サービスの利用

- ① 申請方法 申請は役所の介護保険担当課。ケアマネジャーが申請代行できる。
- ② 相談先 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所(ケアマネジャーの事業所)
病院の相談室 患者サポートセンターなど
- ③ 利用できるサービスと利用料 在宅サービスは要介護や要支援などの区分により
限度額が決まっている。利用料も前年度の収入に応じて1割負担から3割負担
- ④ 施設での介護 施設の種類によって利用料はかなり違う。

4、介護休業と介護休暇、フレックスタイムや時短勤務はどのように必要？

- ① デイサービスの利用には送り出しと迎え入れに家族が必要→ 時間短縮やフレックスタイム
- ② 平日に認定調査やサービスに利用にあたり見学や契約が必要→介護休暇
- ③ ケアマネジャーとの相談→介護休暇
- ④ 病院受診の付き添い→介護休暇
- ⑤ 介護期間に見通しがつく場合→介護休業

5、介護離職ゼロ・・・仕事が続けられるような支援を

1人で抱え込まないように相談が受けられるようにしましょう。

「仕事と介護の両立支援策導入マニュアル」の活用を！